

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

国民年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、国民年金保険料だけはしっかり納付していかなければと思い、保険料を納付してきたのに、未納期間があるのは納得がいかないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和42年11月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、前納制度を利用しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和36年4月から40年3月までの48か月の保険料を第2回特例納付制度により納付し、未納期間の解消を図っている上、42年11月から47年3月までの申請免除期間についても52年11月30日に追納している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について夫婦二人分を納付したと主張しており、申立人の夫は、申立期間について納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から58年12月まで
② 昭和59年3月

申立期間の国民年金保険料は、妻が市役所や銀行等で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月から60歳まで、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、このころの納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間②に近接する昭和59年1月及び同年2月の保険料を61年4月5日に過年度保険料で納付したことが確認でき、同記録については、社会保険事務所において、61年6月23日に59年1月から同年3月までの納付記録を追加した後に、申立期間②である同年3月の納付記録を取り消していることが確認できる。しかしながら、かかる事務処理が行われた理由は不明であり、申立期間②については、59年1月及び同年2月の保険料を納付した時点で納付可能であるにもかかわらず、1か月分だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①については、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、記憶が不鮮明なため具体的な納付状況を述べておらず、申立人自身はこれらに関与していないため、保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立期間①は54か月と長期間であり、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年6月まで
② 昭和58年4月から63年12月まで

昭和49年7月から50年6月までの国民年金保険料については、父親が納付したはずであり、また、58年4月から63年12月までの保険料は、勤務先に入入りしていた銀行員を通じて納付したはずである。申立期間①及び②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①を含む申立人の国民年金加入当時の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、申立期間当時、父親は厚生年金保険被保険者であるが、母親は昭和36年4月から60歳で資格喪失する56年1月まで、国民年金に任意加入し保険料をすべて納付しており、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立期間①直後の昭和50年7月から51年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が51年10月以降に払い出されていることから、過年度保険料で納付されたものと推認されること、その後、58年3月までは未納が無いことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能な申立期間①についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②は69か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人は、申立期間②に係る昭和58年4月から63年12月までA市に居住していたと述べているが、申立人所持の年金手帳にはA市に居

住していた記載は無く、平成4年5月まで住所変更の記載が無いこと、社会保険庁の記録にも不在決定記録が有り、不在判明年月は年金手帳の住所変更年月と同じ4年5月となっていることから、申立期間②当時、B区において不在処理されていたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から39年6月までの期間、39年11月から42年3月までの期間、43年8月から同年11月までの期間、44年7月から同年8月までの期間及び45年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から39年6月まで
② 昭和39年7月から同年10月まで
③ 昭和39年11月から42年3月まで
④ 昭和42年4月から43年7月まで
⑤ 昭和43年8月から同年11月まで
⑥ 昭和43年12月から44年6月まで
⑦ 昭和44年7月及び同年8月
⑧ 昭和45年9月
⑨ 昭和45年10月から48年9月まで

平成19年7月6日に社会保険事務所で年金の納付状況を確認した結果、私の国民年金の昭和38年6月から44年8月までの期間及び45年9月から48年9月までの期間の国民年金保険料が48年11月に還付されている記録であることが判明した。私の国民年金については、母親が加入手続を行い、昭和38年6月から48年9月までの国民年金保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料が還付され、国民年金の期間が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和38年6月から44年8月までの期間及び45年9月から48年9月までの期間について、国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金の被保険者でなかつ

た期間とされ、納付した国民年金保険料が還付されている。

しかしながら、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑧については、申立人は国内に居住し、厚生年金保険の被保険者等となっていなかったため、国民年金の強制被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提とした場合、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

一方、申立期間②、④、⑥及び⑨については、厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所が保管する特殊台帳には還付処理した事実が記載されている上、還付決定された昭和48年当時は、還付請求人の請求に基づき還付決定の事務処理を行っており、還付に係る事務処理は適正に行われたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から39年6月までの期間、39年11月から42年3月までの期間、43年8月から同年11月までの期間、44年7月から同年8月までの期間及び45年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年3月まで

私は、申立期間の国民年金定額保険料及び付加保険料を自宅に集金にきていたA市B区の集金人に納付していたのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和52年7月から付加保険料も納めることをB区の集金人に依頼したと述べていることは、申立人が所持する国民年金手帳に「附52.7.1」の押印があること、及び申立期間直後の53年4月から付加保険料も合わせて納付されていることから確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたとするのが自然である。

また、申立期間は9か月と短期間である上に、結婚後も任意加入で保険料を納付していたことから保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を自宅に集金に来ていたB区役所の集金人に納付していたと供述しており、B区役所からの聴取では、申立期間当時、区の地区担当員が集金により保険料の収納を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年5月まで

夫が厚生年金保険を辞め国民年金の加入手続を行った時に、私も一緒に国民年金に加入した。保険料についても夫婦二人分の保険料を一緒に郵便局で3か月ごとに納付していた。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに私が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の夫と連番で昭和45年11月11日に払い出されていること、結婚した44年4月以降は、夫は厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っており、それと同時に申立人の国民年金の資格取得及び喪失の手続も適切に行っていること、54年4月以降は夫婦共に国民年金保険料をすべて納付していることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとの申立内容に不自然さは見られない。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間について納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月に払い出されており、国民年金に加入したにもかかわらず保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年3月まで

昭和38年10月ごろ、私は職業経験が浅く、収入も少なく国民年金保険料を納められなかったため、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も納付してくれていた。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月ごろにその母親がA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、母親から渡されたとする国民年金手帳はB区で加入手続を行ったものである上、母親は申立期間について国民年金に未加入となっており、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳が発行された昭和41年8月時点では、申立期間のうち、39年6月以前の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、高齢のため具体的な納付状況を聴取できず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、保険料の納付状況等が不明確である。

しかしながら、社会保険事務所が保管する被保険者台帳の昭和40年度の進達欄には、同年度の納付月数が10か月であることを示す「10」の記載があること、申立人の国民年金手帳は昭和41年8月に発行されており、この時点において、40年度の国民年金保険料については過年度納付が可能であ

ることから、申立期間のうち、40年6月から41年3月までの保険料は納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年12月まで

A市からB市に転入し、しばらくして集金人が友達に勧められ国民年金に加入したが、このままでは年金をもらうのに年数が足りないため、まとめて納められる特例納付制度があることを知って、50万円から60万円ぐらいの保険料を特例納付した。申立期間の保険料も特例納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人が国民年金の受給資格を得るためには、申立期間を含む昭和40年7月以降の保険料を納付することが必要となること、申立人は40年7月から49年3月までの保険料を55年6月に特例納付（第3回特例納付）しており、受給資格を満たそうとしていたことがうかがえることから、申立期間を未納のままにしておくのは不自然である。

また、申立人が主張している納付金額は、申立期間を含む昭和40年7月から52年12月までの保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から55年4月まで
年金手帳の「被保険者になった日」は昭和50年5月22日と明記されているにもかかわらず、社会保険事務所で「これは55年5月22日の間違いである」と言われたが、5年間の食い違いがあるのは納付できないので、年金手帳の記録を精査し、当該記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が初めて国民年金に加入した昭和55年5月22日に払い出されており、同日に任意加入していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿でも、申立人の資格取得日は昭和55年5月22日（任意加入）と記録されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年7月まで

私は、A市に住んでいた昭和44年6月ころ、A市役所本庁で国民年金加入手続きを行い、それ以降の保険料を現年度納付したのに、納付記録では47年5月にB区に転居した後、新規加入したことになっており、44年6月から47年7月までが未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はB区役所で昭和48年2月から同年3月の間に払い出されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市における国民年金の加入手続きの時期、保険料の納付場所及び方法についての記憶が定かでなく、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から53年10月まで
私は、昭和50年3月に会社を退職した時点で国民年金に加入した。
国民年金保険料は、妻が納付していたので、未納とされているのは納
得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月の退職と同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上に、未加入期間であることから、申立人が国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び年金手帳の交付について記憶が無いと述べている上に、申立人の所持する年金手帳には国民年金に係る記載が無いことから、申立内容に信用性がうかがえない。

さらに、申立期間について納付したことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料が一時未納となっていたので、妻に2回くらいに分けてA市役所で過年度納付させたはずであり、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金保険料をすべて納付していたとする申立人の妻は、二人分を一緒に納付するか、自分より夫の保険料納付を優先したと主張しているが、申立期間のうち昭和44年1月から同年3月までの期間、44年10月から同年12月までの期間及び45年10月から同年12月までの期間について、妻の年金手帳には検認印等の納付記録があるが、夫の年金手帳には納付記録が無く、申立人及びその妻の年金記録が一致しないことから、申立人の妻の主張には矛盾がある。

また、申立人は、昭和46年4月から47年3月まで申請免除を受けているが、申立人の妻は、この期間について免除申請していない上に、46年6月及び同年9月に申立人の妻のみが昭和45年度の未納分を過年度納付しており、申立人及びその妻の納付状況は一致していない。

さらに、申立人は、保険料の納付に全く関与していない上に、納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間の保険料を納付した時期及び金額について全く記憶が無く、申立人の保険料の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私を含めて兄弟の国民年金は、母親が加入手続を行い、結婚するまで集金に来ていた方に保険料を支払っていたことを記憶している。母親は既に亡くなっており、領収書も無いが、申立期間についてはすべて納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の保管する国民年金手帳が昭和40年2月18日に発行されていることから、申立期間のうち36年4月から37年9月までは時効により納付することはできない上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。加えて、昭和37年10月から40年3月までの保険料を過年度納付した形跡も無い。

また、申立人の保管する国民年金手帳の昭和36年度から39年度までの検認記録欄には検認の押印が無く、申立人の妻からの聴取においても、その後3回行われた特例納付期間に国民年金保険料を納付した記憶も無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年10月までの期間及び48年9月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年10月まで
② 昭和48年9月から52年12月まで

私は、昭和54年か55年ころ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。将来、収入が無いと困るので、姉に相談し、姉から54万円を借りてまとめて納付した。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月に国民年金の加入手続を行っており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。加えて、申立期間の保険料を納付するには、特例納付による納付以外に考えられないが、特例納付は市役所の窓口では納付できないことから、市役所の窓口で納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、姉から54万円を借用し、申立期間の保険料を納付したと述べているが、申立人の年金記録には、昭和36年4月から47年3月までの期間を特例納付し、53年1月から同年6月までの期間の過年度納付を行い、54万2,790円を納付したことが確認されており、申立期間を納付したとすると、さらに23万6,000円が必要となる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、借用証）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から49年3月まで
申立期間の保険料については、私が市役所の窓口で夫の分と一緒に特例納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて申立人が夫婦二人分を一緒に行っていたと述べており、申立人の夫には特例納付した記録があるが、国民年金手帳記号番号の払出時期は夫婦同時期ではなく、申立内容に不自然な点が見られる上、申立人自身の特例納付を行ったことについても、納付時期や納付金額が明確でないなど、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立人の夫については、国民年金手帳記号番号の払出時期、特例納付により納付した月数等から、年金受給資格を満たすために特例納付を行ったことがうかがえるが、申立人については、納付済みとなっている昭和49年4月以降の納付月数で受給資格を満たしていることから、夫が特例納付していることをもって申立期間の保険料を特例納付していたとは認め難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

平成15年1月に市役所に行き、私の年金記録を確認した結果、未納期間が7年以上もあったので父親に話したところ、両親及び妻もみんな一緒に保険料を納付していたので、私だけが7年間も未納であることはないとのことである。私は父親を信用しており、申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和44年1月以降となっており、この時点では、申立期間のうち41年9月以前の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、家族全員の保険料を納付していたとする申立人の父親は、具体的な納付状況等については全く記憶が無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。